

寄稿論文

「信教の自由」と日本の教会 ——居場所探しの奮闘史¹——

上中 栄

日本のキリスト教界の歴史や現状が語られる際、「未だに人口比 1 パーセント以下」という数字がよく話題となる。「キリスト者数」ではなく「人口比」が問題となるのは、日本社会におけるキリスト者の「領域」が意識されているからであって、そうであれば、それは少し今風(?)に言えば、日本社会における「居場所」が意識されていると換言しても大過ないだろう。

人口比 1 パーセントの問題は、通常は日本宣教の課題として取り上げられる。筆者に課せられた「信教の自由」の問題は、このような「日本宣教」とは縁遠い事柄と思われがちである。むしろ、「信教の自由」など言っているから日本の宣教は進まないという意見も耳にする。ところが案外そうでもない。「信教の自由」は、教会が日本社会での「居場所探し」に深くかかわるからだ。

この場合の宣教の進展とは、大雑把に言えば、キリスト者数や教会数が増えて人口比も二桁になり、日本社会に認められるばかりでなく、さまざまな分野に影響を及ぼしていくようなことがイメージされる。しかし、異教社会日本にキリスト教が浸透していくのは容易ではなく、教育や福祉の分野で功績を残し

¹ 本稿は、2009年6月8日の「福音主義神学会東部部会春季研究会」で発題した後、第5回日本伝道会議・プロテスタント宣教150年プロジェクト(編)『日本開国とプロテスタント宣教150年』いのちのことば社、2009年、に掲載した拙文を転載したものである。転載にあたっては、ラフな文章だが本文はそのままとし、脚注を設けて参照資料等を明示した。なお、資料の引用に際して、カタカナのものはひらがなになおした。

てきたものの、礼拝者数は少なく、キリスト者は人口比1パーセントの枠を超えることができていない。

その理由はいろいろあるだろうが、キリスト教を邪教視する風習や、日本社会の異教性が大きな要因の一つであることは間違いない。そこで教会は、この日本社会の中での「居場所」をさがすことに腐心してきた。そうしたときに避けられない課題が、「信教の自由」なのである。なぜなら、日本社会の異教性は、単に日本人の宗教心や精神風土にとどまらず、国の統治機構や法律にまで影響を及ぼしているからである。そのため、教会は日本社会で法的な「居場所」も確保しなければならない。それが憲法に保障されている「信教の自由」の問題であって、特に教会と公権力との関係が問われてきたのである。

以下、筆者の信教の自由をめぐるいくつかの拙稿のパッチワークのような文書だが、日本の教会の居場所探しの歴史を簡単に振り返ってみたい。

1. 制限付「信教の自由」の顛末^{てんまつ} 戦前・戦時下のキリスト教

1. 大日本帝国憲法下の「信教の自由」とキリスト教

開国前後に来日した宣教師によって、日本のプロテスタント宣教は始まった²。教会の「居場所」が全くなかった長い禁教時代が終わりを迎えたのだが³、キリシタン禁制以来のキリスト教封じ込め作戦は、簡単には終わらず、むしろ巧妙に継続することとなった。

欧米に学んだ憲法の立案者らは、近代国家形成の理念を論じる中で、精神的基軸の必要性を覚えた。欧米ではキリスト教が基軸となっているが、日本ではそれは容認できない、しかし仏教や神道がそれに代わるほどのものでもない。そこで持ち出されたのが、「皇室」である⁴。

² いわゆる「プロテスタント宣教 150 年」という括りにおける、沖縄宣教史欠落の問題については、前掲書『日本開国とプロテスタント宣教 150 年』を参照。

³ 実際の禁教高札の撤去は、1873 年。

⁴ 『樞密院會議事録』第 1 卷（明治 21 年 [上]）、東京大学出版会、1984 年、参照。

こうして成立した「大日本帝国憲法」は、その成立経緯からも宗教性を内在していたと言える。したがって、天皇の神聖不可侵を規定したこの憲法が保障する「信教の自由」には、よく知られているように「安寧秩序を妨げず及臣民たるの義務に背かざる限に於て……」という制限が付いていたが、ある意味でそれは当然なことでもあった。近代法治国家の体裁を装いつつも、実質的にはキリスト教を封じ込めることを目的としていたのである。当時の教会は、この制限付き自由を受け入れた。それは、教会の「居場所」が保障されると理解したからである⁵。

しかし、この憲法の信教の自由の問題は、制限付自由という言葉矛盾にあっただけではない。教会の問題として留意しなければならないのは、信教の自由は天皇から「賦与」されたものと受けとめたことである。これは教会にとっては致命的なことであった。つまり、自由が賦与されるということは、自ら自由を勝ち取る必要がないわけで、そうすると教会の主体性は無いに等しくなる。

このことを如実に表しているのは、後に日本基督教団総理となる富田満が、1938 年 6 月、朝鮮のキリスト者に神社参拝を勧めたときの論理である⁶。富田は、神社参拝を拒む朝鮮のキリスト者に対し、その殉教的精神は立派としながら、日本政府は神道に改宗してキリスト教を棄てろとは言っていない、キリスト教が禁圧されるときのみ、「我ら」は殉教すべきと説いた。そして「明治大帝が万代に及ぶ大御心を以て世界に類なき宗教の自由を賦与せられたものを漫りに遮るは冒瀆に値する」と言った。戦時下日本の教会の神社問題への対応や、アジア諸国の教会との関係を考えて、この言葉の責任は富田個人に帰せられるものではない。日本の教会の戦争責任である。

もともと、美濃ミッションの事件で知られているように、神社参拝に対する抵抗がキリスト教界になかったわけではない。ホーリネスにおいても、リバイ

⁵ 憲法発布当日、教会関係者は祝賀会を開催した。同日、森有礼文部相が刺殺されている。土肥昭夫『日本プロテスタント・キリスト教史』新教出版社、1980 年、111 頁

⁶ 富田の発言については、戸村政博（編）『神社問題とキリスト教』新教出版社、1976 年、304 頁。

バルと同時期に、神社参拝をめぐる問題が各地で散発していた⁷。監督であった中田重治は、神社は宗教であると言い続け、問題解決のために奔走した。リバイバル・ムーヴメントが持つ偶像礼拝に対する潔癖さが、神社問題や公権力に対してラディカルであり得たと言えるだろう。しかしそれでさえ、信仰告白など教会の主体性に根付いたものとは言いがたかった。中田は、この時期の教会指導者の多くがそうであったように、天皇を敬愛する愛国者であり、神社問題や宗教法案などの問題に対しては、やはり天皇から賦与された信教の自由を盾に戦った。そのため、公権力が天皇を盾にしてくると、抵抗することはできなかったのである⁸。

2. 宗教行政とキリスト教

諸法においても、キリスト教封じ込め作戦は、教会に居場所を与えない力として確実に働いた。キリスト教界に直接関係したのは、1899年以來、国会に繰り返し提出された宗教法案・宗教団体法案である。これらの法案において、神社は宗教に含まれていない。いわゆる神社非宗教論である。これは、神社を国教とすることができなかった政府が持ち出した理屈であり、宗教性をおびた天皇を基軸とする国家形成を、法的に規定するものである。神社を宗教から除外するという事は、実質的には宗教、特にキリスト教を統制することを目的としているのであって、キリスト教界では日本基督教会やホーリネスが反対した。

しかし、賛成したキリスト者も少なくなかった。それは、憲法の信教の自由と同じく、キリスト教が法的な「居場所」を得られると思ったのである。法律に基づいて認可されることは、キリスト教が仏教などと法的には同列に扱われることであって、それは日本社会における市民権獲得のような意味を持つ。ちなみに、仏教界からも反対があったが、それはキリスト教と同列にされることを拒むものであったと言われる。当時の教会の「居場所」のなさをよく示して

⁷ 詳細は、筆者の属する日本ホーリネス教団から近く発行予定の『日本ホーリネス教団史 ホーリネス信仰の形成』所載の、山田智朗「東洋宣教会ホーリネス教会後期」を参照。

⁸ この件に関しては、拙稿「十五年戦争期の天皇制とホーリネス」『十五年戦争期の天皇制とキリスト教』新教出版社、2007年、参照。

いると言えるだろう。この法律は、長い曲折を経ながらも、ついに1939年に成立し翌40年に施行される⁹。日本基督教団成立の前年のことである。

この神社非宗教論は、宗教行政にもきちんと反映していた。古くから神社は内務省、神道、仏教、キリスト教などの「宗教」は文部省の管轄というように、区別されていた。ホーリネスの中田重治は、「基督教を西洋人関係で外務省に移せば、それで宗教でなくなると思ふか」¹⁰とこのような行政の姿勢を批判した。今日では滑稽な話に聞こえるかもしれないが、実際にはこの理屈で当時の教会は翻弄されたのである。ちなみに、靖国神社だけは、陸軍大臣・海軍大臣が管掌した。

実際に「宗教行政」を担った文部省、つまりはキリスト教の統制を使命とした文部省は、特に日中戦争開始以降、興亜奉公日設定、銃後援強化週間実施などの文部次官通達を、毎週のように教会に送りつけるなど、教会への介入を強めた。宗教団体法はこうした「空気」の中で成立したのである。そして法律ができてからは、文部省は認可をめぐって教会の規模や教義などにも口出しするようになる。戦争の激化とともに、「敵国宗教」という目でも見られた教会にとって、認可は日本社会での居場所を追われないための切り札のようなものであった。

しかし、文部省は悪意だけをもって教会を統括しようとしたわけではない。当時の文部省には、キリスト者の官僚もおり、認可のためのアドバイスをすることが知られている¹¹。いわば善意による統括である。だが認可を容易にするためのアドバイスは、政府によるキリスト教統括の線に沿うことになる。こうして成立したのが日本基督教団であり、「認可」された教団規則には、「皇国の道

⁹ 宗教団体法の第一条は次の通り。

「第1条 本法に於て宗教団体とは神道教派、仏教宗派及基督教其の他の宗教の教団（以下単に教派、宗派、教団と称す）並に寺院及教会を謂ふ。

つまり、宗教の定義に神社は含まれていない。

¹⁰ 『きよめの友』（1930年7月31日）東洋宣教会ホーリネス教会

¹¹ 土肥昭夫「天皇制下の日本基督教団」『十五年戦争期の天皇制とキリスト教』（前出）、547頁

に従ひて信仰に徹し各其の分を尽して皇運を扶翼し奉るへし」と記された¹²。教会指導者たちは、教会を守るために苦慮したに違いない。しかし、公権力や天皇制に擦り寄って教会を守ってもらおうとしたのである。このようにして教会を守ろうとするときに蔑ろにされるのは、キリストの主権である。これは今日も変わらない。

3. 思想統制とキリスト教

キリスト教封じ込め作戦は、教会が意識しないところでも進行していた。それが治安維持法である。当初、共産主義の取り締まりを目的として制定された法律だったが、効果は観面^{てきめん}で共産主義の力はそぎ落とされていった。しかし、力の行使に味を占めた公権力は、次なる獲物を狙い、自由人や宗教を取り締まりの対象とした。それをさらに合法的に行うため、1941年、治安維持法の全面改正を行った。こうして「国体の変革」や「国体の否定」という、どうにでも解釈できる容疑によって、人の内面に公権力が合法的(!)に踏み込むことができるようになった¹³。しかし教会は、この法改正も対岸の火事としか思っていなかったのである¹⁴。

この思想・信条・信教に非寛容な法律も、国体を中心になっていることから明らかなように、基軸は天皇制である。教会にとっては、居場所どころか存在さえも許さない力を持っていた。また、「国体の否定」という曖昧な概念は、実際には政府にとって何の脅威でもないものも取り締まるといういい加減なもので、ホーリネス弾圧はこのような流れの中で起きた。「天皇か、キリストか」

¹² 日本基督教団宣教研究所教団史料編纂室(編)『日本基督教団史資料集』(以下、『教団史資料集』)第2巻、日本基督教団宣教研究所、1998年、22頁

¹³ 奥平康弘『治安維持法小史』岩波書店、2006年、同「治安維持法改正の歴史」『季刊現代史』第7号、現代史の会、1976年、65頁

¹⁴ 実際には、治安維持法全面改訂に関する当時の新聞報道は、刑期を終えた非転向の共産主義者の拘留継続を認める「予防拘禁」が前面に出ており、宗教者を取り締まりの対象にしたことを読み取るのは難しい。それだけに、対岸の火事という認識は深まったものと考えられる。『朝日新聞』『読売新聞』『東京日日新聞』(1941年3月16日)

と牧師に詰問した当局者たちは、ホーリネスの再臨信仰によって国体護持が適わなくなると思うほど再臨のキリストを脅威と置いていたわけではない。歯止めの利かない権力とはどのようなものであるかを表している。

しかし問題は公権力の特性ばかりではない。思想・信条に公権力が介入した時の、教会の無力さにこそ留意すべきである。ホーリネス弾圧が起きた時、日本基督教団の幹部は、教団から不純物を取り除いた当局の英断を絶賛し、ひたすらホーリネスとの違いを強調して自らの身を守ろうとした¹⁵。ここでも教会は、公権力と天皇制に擦り寄った。事情は弾圧されたホーリネスにおいても同じであった¹⁶。実際に、弾圧によって死者が出るという厳しい状況で、教会は咄嗟^{とっさ}にどのような言動にでるか。自問することの意味は小さくない。

さらにここで特に取り上げておきたいのは、「悪法」がまかり通る中で、教会はどう生きることができるのかである。少し乱暴な例だが、「盗むな」という法律であれば、「盗んでいない」が無罪の主張となる。では「盗め」という悪法があった場合、「盗んだ」が無罪の主張になるのか、またキリスト者としてそれは主張できることなのか¹⁷。この冗談のようなことが、公権力の思想統制では問

¹⁵ 同志社大学人文科学研究所・キリスト教社会問題研究所(編)『戦時下のキリスト教運動』3、新教出版社、1973年、144頁以下

¹⁶ いわゆるホーリネス弾圧における旧日本聖教会牧師の裁判記録による。例えば、かつて袂を分かった中田重治を中心とする旧きよめ教会を、次のように評している。「中田氏は神社は宗教であると云って、参拝することを八釜敷(やかまし)く禁じて居りましたが、日本聖教会は勿論其様な非国民的な考を持って居ないのであります(後略)」。その他、後述する小山宗祐牧師補に関する言及がある。藤川卓郎「車田秋次他十二名 治安維持法違反被告事件 弁論要旨」『御霊の法則』車田先生米寿記念出版委員会、1974年。なお、この点は日本ホーリネス教団の戦争責任告白の焦点の一つである。日本ホーリネス教団福音による和解委員会(編)『日本ホーリネス教団の戦争責任に関する私たちの告白』の資料と解説』同教団出版局、1998年、参照

¹⁷ 例えば、同じ治安維持法をめぐる争われている「横浜事件」の場合、容疑そのものがでっち上げであるため、無罪の主張は明確である。ホーリネスの場合、無罪を主張するほど自らの信仰を欺くことになった。この件と例示については、『クリスチャン新聞』(2008年5月4日)掲載の「横浜事件」をめぐる拙稿参照。